**平成２２年（フ）第６２０号**
埼玉県蓮田市東６丁目２番９号　飛松ユニティハイム302号
債務者　藤川　清美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第６４４号**
埼玉県和光市白子３丁目38番56号　メゾン成増103
債務者　浅田　尚己
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第６５１号**
埼玉県鴻巣市鎌塚271番地24
債務者　長谷川テツ子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第６９８号**
埼玉県蕨市中央３丁目20番21号　セントラルマンション209号
債務者　傳法　慎二
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第７９３号**
埼玉県久喜市樋ノ口539番地１
債務者　新津　貴子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第８５６号**
さいたま市西区大字指扇1741番地２　アーバン金井Ａ棟101
債務者　岡田由美香
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第２８号**
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津2224番地５
債務者　奥村　千穂
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで津地方裁判所熊野支部

**平成２２年（フ）第２９号**
三重県尾鷲市小川東町６番48号
債務者　川端　康高
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで津地方裁判所熊野支部

**平成２２年（フ）第４４０６号**
大阪府箕面市如意谷４丁目６番３―103号
債務者　大和　伶子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４５７８号**
大阪市西淀川区姫島３丁目７番20―701号
債務者　木村　隆博
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続終結

**平成２１年（フ）第１４０２６号**
東京都渋谷区本町６丁目18番６号
破産者　林商事株式会社
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１７２１３号**
東京都千代田区神田小川町１丁目８番地３
破産者　株式会社小宮山商事
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２４３６３号**
神奈川県川崎市川崎区塩浜４丁目12番８号
破産者　株式会社ホクシン
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１３号**
群馬県館林市堀工町1900番地の540　ロータスハイム―202
破産者　森田由紀子（旧姓上原）
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第２７９０号**
横浜市金沢区能見台４丁目４番地20　パークシティ能見台ブロードエア922号
破産者　鈴木　　徹
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２７９１号**
横浜市金沢区能見台４丁目４番地20　パークシティ能見台ブロードエア922号
破産者　鈴木ともゑ
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２０年（フ）第２８８号**
富山市本郷町373番地１　ヴェール・ボワ202号、申立時の住所富山市大栗67番地７
破産者　岡田　真治
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部